明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

三　電子決済手段等取引業の内容又は方法のうち、次に掲げる事項以外の事項を変更しようとする場合

イ　電子決済手段等取引業の種類又はこれに準ずる事項

ロ　電子決済手段等取引業の利用者からの申込みの受付方法

ハ　電子決済手段等取引業の利用者の電子決済手段に係る管理の方法

ニ　電子決済手段等取引業の利用者の金銭に係る管理の方法

四　法第六十二条の四第一項第七号に掲げる事項の変更（新たな種別の業務を行おうとすることによるものに限る。）に伴う場合

（変更の届出）

第二十条　電子決済手段等取引業者は、法第六十二条の七第三項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第十四号により作成した変更届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一　電子決済手段関連業務を行う場合においては、取り扱う電子決済手段を変更しようとするとき　当該変更しようとする事項に係る第九条第十一号に掲げる書類

二　法第二条第十項第四号に掲げる行為に係る業務を行う場合においては、同号の資金移動業者を変更しようとするとき　当該変更しようとする事項に係る第九条第十二号に掲げる書類

三　電子決済手段等取引業の内容又は方法を変更しようとする場合　当該変更しようとする事項に係る第九条第十二号から第十六号までに掲げる書類及び当該事項が前条第三号ハ又はニに掲げる事項である場合にはその変更に係る事実を確認することができる書面

2　電子決済手段等取引業者は、法第六十二条の七第四項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第十五号により作成した変更届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類（官公署が証明する書類については、届出の日前三月以内に発行されたものに限る。）を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一　商号を変更した場合　その変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面及び別紙様式第三号により作成した法第六十二条の六第一項各号に該当しないことを誓約する書面

二　資本金の額を変更した場合　その変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面

三　営業所の設置、位置の変更又は廃止をした場合（第十号に掲げる場合を除く。）　その変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面

四　取締役等に変更があった場合　次に掲げる書類

イ　新たに取締役等になった者に係る第九条第二号、第四号及び第五号に掲げる書類並びに当該変更に係る同条第六号に掲げる書類

ロ　新たに取締役等になった者の旧氏及び名を当該新たに取締役等になった者の氏名に併せて当該変更届出書に記載した場合において、イに掲げる書類（第九条第二号に掲げる書類に限る。）が当該旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

ハ　別紙様式第三号により作成した法第六十二条の六第一項各号に該当しないことを誓約する書面

五　電子決済手段関連業務を行う場合においては、取り扱う電子決済手段に変更があったとき　当該変更があった事項に係る第九条第十一号に掲げる書類

六　法第二条第十項第四号に掲げる行為に係る業務を行う場合においては、同号の資金移動業者に変更があったとき　当該変更があった事項に係る第九条第十二号に掲げる書類

七　電子決済手段等取引業の内容又は方法に変更があった場合　当該変更があった事項に係る第九条第十三号から第十六号までに掲げる書類

八　委託に係る業務の内容又は委託先に変更があった場合　当該変更があった事項に係る第九条第十七号に掲げる書類

九　他に行っている事業に変更があった場合　当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面

十　法第六十二条の三の登録を財務局長等から受けている電子決済手段等取引業者が本店の所在地を他の財務局長等の管轄する区域に変更した場合　第三号に定める書類及びその変更前に交付を受けた第十条に規定する登録済通知書

十一　主要株主に変更があった場合　別紙様式第七号により作成した株主の名簿

十二　認定資金決済事業者協会に加入し、又は脱退した場合　認定資金決済事業者協会に加入し、又は脱退した事実を確認することができる書面

3　財務局長等は、前項第十号に掲げる場合における同項の規定による届出があったときは、同号の他の財務局長等に当該届出があった旨を通知しなければならない。

4　前項の規定による通知を受けた財務局長等は、通知を受けた事項を電子決済手段等取引業者登録簿に登録するとともに、当該届出をした者に対し第十条に規定する登録済通知書により通知するものとする。

（電子決済手段を発行する者に関する特例）

第二十一条　発行者が法第六十二条の八第一項の規定により同項に規定する電子決済手段等取引業を行う場合におけるこの府令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十条	登録済通知書	登載を	登載済通知書
第十一条	登録を	登載を	法第六十二条の五第一項の名簿
	電子決済手段等取引業者登録簿		
	本店（外国電子決済手段等取引業者		主たる営業所又は事務所（外国銀行支店（銀行法第四十七条第二項に規定する外国銀行支店をいう。以下同じ。）に係る外国銀行（銀行法第十条第二項第八号に規定する外国銀行をいう。以下同じ。）又は外国信託会社（信託業法第二条第六項に規定する外国信託会社をいう。以下同じ。）
第十九条	次に掲げる場合		第一号及び第三号に掲げる場合
前条第二項	次の各号		次の各号（第六号を除く。）
前条第二項第一号	商号		商号又は名称
	書面及び別紙様式第三号により作成した法第六十二条の六第一項各号に該当しないことを誓約する書面		書面
前条第二項第二号	資本金		資本金又は出資
前条第二項第三号	営業所		営業所又は事務所
前条第二項第四号	取締役等に変更		取締役等（これに準ずる者を含む。以下同じ。）に変更
	次に		次のイ及びロに